

キャッシュサービスのご利用について

1 ATMによる引出し等の1日当たりの上限額は「50万円」となっております。 ゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口でお手続きいただくことにより、上限額の変更ができます。

- ※ 「引出し等」とは、ATMでの①通常貯金の引出し（提携金融機関のATM利用時の手数料は除きます）、②他の口座への送金（送金手数料は除きます）及び③払込書による払込み並びに④デビットカードでの代金の支払いのことです。
- ※ 窓口での取扱い及びゆうちょダイレクトの取扱いは対象外です。
- ※ 1日当たりの上限額は、次の利用条件の別に所定の設定範囲内で変更することができます。また、1日当たりの上限回数も設定することができます。

上限額の設定範囲(a≦b≦cとなるように設定願います。)			上限回数の 設定範囲
磁気ストライプによるお取扱い (a)	生体認証を行わない ICキャッシュカードでのお取扱い(b)	生体認証による ICキャッシュカードでのお取扱い(c)	
0円～200万円	0円～200万円	0円～1,000万円	0回～999回

- ※ ICキャッシュカードでも、このカードの対応をしていないATM及びデビットカードサービス加盟店の端末機では、一般のキャッシュカードと同じお取扱い（磁気ストライプによるお取扱い）となります。
- ※ 提携金融機関のATMでの支払時には、生体認証を行った場合やICカード対応ATMであっても、一般のキャッシュカードと同じお取扱い（磁気ストライプによるお取扱い）となることがあります。該当の提携金融機関については、ホームページ（<http://www.jp-bank.japanpost.jp/>）に掲載しています。

2 生体認証による取扱いを始める前に、お客さまの指の静脈パターンをご登録ください

- ICキャッシュカードには、預金者ご本人さまの指の静脈パターンをご登録いただくことができます。
ICキャッシュカードが届きましたら、ゆうちょ銀行又は郵便局（簡易郵便局を除きます）の貯金窓口で静脈パターンのご登録をいたしますので、お手数ですが必要書類をご持参願います。
 - ※ ICキャッシュカード、通帳、お届けの印章及び住所・氏名・生年月日の確認できる証明書類（運転免許証等）をご持参ください。
 - ※ 代理人ICキャッシュカードに指の静脈パターンをご登録される際は、名義人ご本人さまが代理人の方同席の上、お申し込み手続きを行っていただき、名義人ご本人さま及び代理人の方、それぞれの運転免許証等をご持参ください。
 - ※ ICキャッシュカードは、貯金事務センターから送付されます。
- 静脈パターン登録済みのICキャッシュカードでの引出し等の際には、引出し等をされる方の指の静脈パターンと照合させていただきますので、仮にICキャッシュカードが盗難に遭われても、なりすましによる引出し等を防止することができます。
 - ※ 上記1で「a」、「b」のお引出し等上限額を「0円」に設定した場合に限ります。

3 通帳・キャッシュカードの保管方法及び暗証番号の管理に当たってのご注意

お客さまの貯金をお守りするため、次の事項を必ずお守りください。

[暗証番号の管理]

- ① 他人に教えない。（郵便局から暗証番号を照会することは一切ありません。）
- ② 通帳又はキャッシュカードにメモしない。
- ③ 暗証番号をメモしたときは、通帳又はキャッシュカードと一緒に保管（あるいは携帯）しない。
- ④ 生年月日など推測されやすい番号や、ロッカーなど金融機関の取引以外の暗証番号を使用しない。
- ⑤ 暗証番号は定期的に変更する。

[通帳又はキャッシュカードの管理]

- ① 安易に他人に渡さない。（病気のお客さまが介護ヘルパー等に渡すなど、やむを得ない場合を除きます。）
- ② 容易に盗難に遭うような場所に置かない。（通帳又はキャッシュカードを入れた財布などを自動車内などの他人の目につきやすい場所に放置するなど）
- ③ 容易に他人に奪われるような状況にしない。（酔てい等により通常の注意義務を果たせなくなるなど）
- ④ 定期的にATM等による通帳記入又はキャッシュカードによる残高照会を行う。（不正な払戻しが行われていないことを確認する。）

4 通帳・キャッシュカードが紛失・盗難又は偽造された（そのおそれがある）場合のお願い

直ちにカード紛失センター又はお近くのゆうちょ銀行もしくは郵便局に連絡し、次に警察にご連絡ください。

カード紛失センター 0120-794889（年中無休・24時間受付）

5 通帳・キャッシュカードが偽造・盗難に遭い、不正払戻しされた場合は損害を補てんします

お客さまが、通帳・キャッシュカードが他人に使用されないよう適切に管理を行っていたにもかかわらず、通帳又はキャッシュカードが偽造され、又は盗難に遭い、その貯金が他人に払い戻された場合は、その損害を補てんします。

なお、損害の補てんに当たっては、当行の調査にご協力ください。

- ※ 通帳・キャッシュカード、暗証番号の管理について、お客さまに過失がある場合、損害の補てんに応じられないこと又は補てん額を減額することがあります。

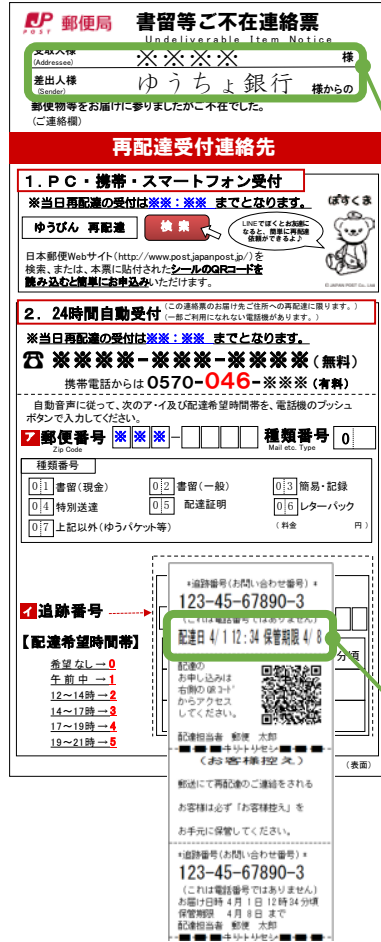
ゆうちょ銀行

【2009.7】

通帳やキャッシュカードを配達した際、ご不在の場合にこの用紙（「不在連絡票」）がポストに投函されます。
配達に関しては、この用紙に記載されている郵便局へお問い合わせください。

表面

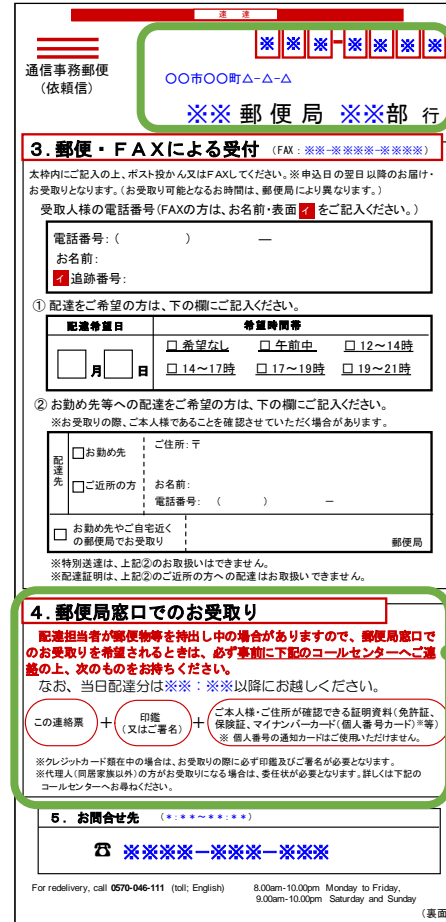
裏面



受取人の名前に記載されているご本人様が
手続きを行ってください。

保管期限までに必ずお受けください。

保管期限を過ぎると受け取り出来ませんので
ご注意ください。



郵便局で受取る方法

配達日の翌日以降、不在連絡票へ記載されている郵便局へ次のものをお持ちください。

<持ち物>

- ① ポストに投函された「不在連絡票」
- ② 印鑑（又はご署名）
- ③ 身分証明書（在留カード、特別永住者証明書等）



<受取場所>
(不在連絡票に記載された郵便局)

〇〇市〇〇町△△-△△

〇〇郵便局 〇〇部 行

To all Japan Post Bank Customers of non-Japanese Citizenship

■ You are required to present your Residence Card when opening an account or changing your name, address, or registered seal (*hanko*).

You are required to present your Residence Card so that we can check your nationality, status of residence, and period of stay in Japan.

Note: If your Residence Card has been updated, please present it at the time of the procedure.

Note: This does not apply to diplomats or others to whom a Residence Card has not been issued.

■ If the expiry date of your current period of stay is within three months after the day on which you apply to open an account, please apply after completion of the visa permit extension procedure.

If the day on which you apply to open an account is within three months before the expiry date of your current period of stay, you cannot open a new account.

If you plan to remain in Japan, please bring your new Residence Card for which the period of stay was updated, after completion of the visa permit extension procedure, to apply to open an account.

Note: If your period of stay as of when you entered Japan was set as three months or less and you were not issued a Residence Card, you cannot open an account at Japan Post Bank / Post Office.

Note: If the procedure to update your status of residence or extend your visa permit is under way, please bring your new Residence Card after renewal.

■ Please present your student ID card or employee ID card.

If your status of residence is “Student” or “Technical Intern Training,” you are required to present your student ID card or employee ID card in addition to your Residence Card when opening an account so that we can check that you are enrolled or employed and your status of work.

Note: We may contact your school or workplace to check that you are enrolled or employed.

■ Some time may be required before your account is opened.

When a non-Japanese citizen applies to open a bank account, time is required to perform the various checks necessitated by the relevant laws, and therefore in some cases it may not be possible to open an account on the day on which your application is received, but instead a passbook will be mailed to your residence at a later date. Also, in some cases we may decline to open an account, so we ask for your understanding.

■ Other points of attention

- If you have renewed your Residence Card, please bring your new Card to our counter immediately. If you do not, we may have to temporarily restrict transactions.
- We will make photocopies of ID documents that you submit.
- If you had been notified as a non-resident and have changed from a non-resident to a resident, please notify the counter immediately.
- If you return to your home country or leave Japan, please close your account.
- Never transfer or sell your account, passbook or cash card to others for the purpose of having them use it. It is illegal.

各種公共料金等の引き落とし（自動払込み）等を予定されているお客さまへ

この度は、ゆうちょ銀行の口座開設をお申し込みいただきありがとうございます。

今後、開設した口座を公共料金等（電気料金、電話料金 等）の引き落とし先口座や給与等の受取口座としてご指定いただく際、各種申込書のご記入（お名前、カナ氏名、口座番号等）にあたっては、通帳に記載されている内容をご記入いただくようお願いいたします。

- ※1 申込書への押印は、当行へお届けいただいている印章を使用してください。
- ※2 その他通帳に記載されていない内容（ご住所、電話番号等）は、当行にお届けいただいている内容をご記入ください。
- ※3 通帳に記載された内容（当行にお届けいただいた内容）と申込書の記入内容が異なっていると、訂正を求められる場合がございますので、誤記入等には十分ご注意ください。

【通帳の表紙】



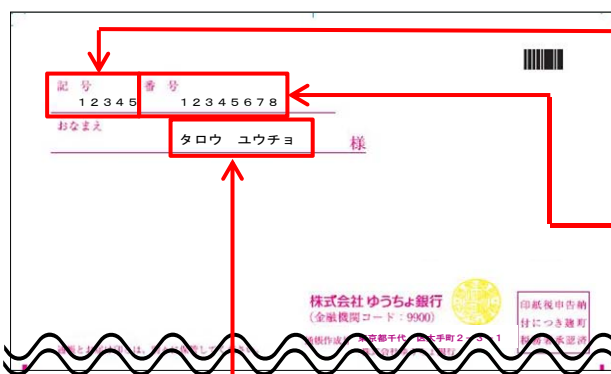
①

申込書「お名前」欄※への記入内容

※ その他の表現

口座名義人、おなまえ、預金者氏名、
契約者、申込人 など

【通帳の表紙裏面】



②

申込書「記号」欄への記入内容

③

申込書「番号」欄への記入内容

④

申込書「フリガナ」欄※への記入内容

※ その他の表現

カナ、カナ氏名など